

令和8年

第5回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和8年第5回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和8年3月23日 月曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後5時30分

5 出席者 教育長 安田 浩幸
委員 奥 真由美
吉村 昌之
大塚美穂子
高橋 重剛

6 説明のための出席者

教育次長	鈴木 雄輝	教育次長	久慈 隆正
総務課長	高橋 公康	幼保推進課長	加藤 千晶
義務教育課長	伊藤 悟	高校教育課長	古屋 桃香
特別支援教育課長	小山 高志	生涯学習課長	内田 鉄嗣
文化財保護室長	五十嵐 一治		

7 会議に付した事項

報告第3号	教育庁等職員の任免についての専決処分報告
議案第7号	教職員の働き方改革推進計画について
議案第8号	秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第9号	秋田県教育委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則案について
議案第10号	知事の権限に属する私立幼稚園及び保育に関する事務等の秋田県教育委員会職員の補助執行の解除について
議案第11号	教育委員会の権限に属する市町村の設置する幼稚園に関する事務の知事部局職員の補助執行に係る協議について
議案第12号	教職員の懲戒処分について
議案第13号	教職員の懲戒処分について
議案第14号	教職員の懲戒処分について
議案第15号	教職員の懲戒処分について
議案第16号	教職員の懲戒処分について
議案第17号	秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第18号	秋田県指定文化財の指定等について

8 承認または可決した事項

報告第3号	教育庁等職員の任免についての専決処分報告
議案第7号	教職員の働き方改革推進計画について
議案第8号	秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第9号	秋田県教育委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則案について
議案第10号	知事の権限に属する私立幼稚園及び保育に関する事務等の秋田県教育委員会職員の補助執行の解除について

- 議案第 1 1 号 教育委員会の権限に属する市町村の設置する幼稚園に関する事務の知事部局職員の補助執行に係る協議について
- 議案第 1 2 号 教職員の懲戒処分について
- 議案第 1 4 号 教職員の懲戒処分について
- 議案第 1 5 号 教職員の懲戒処分について
- 議案第 1 6 号 教職員の懲戒処分について
- 議案第 1 7 号 秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第 1 8 号 秋田県指定文化財の指定等について

9 報告事項

- ・秋田県地域学校協働本部設置要綱等の制定について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和 8 年第 5 回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は 1 番奥委員と 2 番吉村委員をお願いいたします。

なお、3 番松塚委員は本日欠席しております。

審議に入る前に、議事の進行についてですが、本日御審議いただく報告第 3 号、議案第 1 2 号から議案第 1 6 号は人事案件であることから、秘密会としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それではそのように進行いたします。

先に、人事案件について審議したいと思っておりますので、秋田県教育委員会会議規則第 2 5 条により秘密会といたします。傍聴の方は、退室願います。

※秘密会終了後、公開部分開始

【安田教育長】

はじめに、議案第 7 号「教職員の働き方改革推進計画について」及び議案第 8 号「秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則案について」は関連があるため、一括して審議を行います。総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第 7 号「教職員の働き方改革推進計画について」及び議案第 8 号「秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・議案第 7 号については、昨年 6 月の給特法改正を受け、関連する国の指針に即して計画の目標や内容を見直すもの。
- ・目標の達成状況について、毎年度校種別に公表することとした。
- ・内容については資料のとおり。
- ・市町村における計画策定の義務化に伴い、各市町村の策定、実施状況を把握し、必要な支援、助言を行う。
- ・議案第 8 号については、国の指針の改正に伴う、所要の規定の整備を行うもの。
- ・第 1 条において引用している国の指針の条項を改める。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

今回示された計画をいかに実行するかが一番大事だと思います。今までも多くの指針が示されてきましたが、現場への落とし込みは容易ではなく、長時間労働の是正も十分には進んでいません。教員のやるべき仕事とそうでないものの区別を学校現場に一任すると対応が困難なケースが予想されますので、教育委員会がしっかりと基準を示さなければ体制を変える仕組みづくりは難しいと思います。学校側がスムーズに動けるような具体的なサポート体制を整えることで、改革はより進んでいくのではないかと思います。

【総務課長】

ご指摘のとおり、本計画においては実効性が最も重要であると認識しております。具体策として、概要に記載した各取組のすべてに、2、3個の検証項目を設定いたしました。これらを確実に実行することで、着実な改革につなげていく考えです。また、年度当初の校長会などの機会に、県としての働き方改革推進計画の改定を積極的に周知・PRし、職員の時間外在校等時間の削減に努めてまいります。

【吉村委員】

一点お伺いします。各学校内に、例えば働き方改革推進委員のような改革を浸透させる役割を担う方は配置されているのでしょうか。名称は推進委員に限らなくても良いのですが、やはり校長や教頭といった管理職が中心となって推進していくという形なののでしょうか。

【特別支援教育課長】

管理職が推進しています。特に委員を設置して進めるということは決まっております。

【吉村委員】

改革を推進するにあたり、やはり一人で担うには限界があると感じています。関わる教職員が多ければ多いほど、改革は進んでいくと思います。ぜひ、組織全体で取り組めるような体制であってほしいと願っています。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第7号及び議案第8号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第7号及び議案第8号を原案どおり可決します。

次に、議案第9号「秋田県教育委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則案について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第9号「秋田県教育委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則案について」説明概要

- ・秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に基づき、教育委員会に対する申請、届出、処分の通知といった手続きをオンラインで行うために必要な事項を定めるもの。
- ・内容については、資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

ICT化の推進は良いと思いますが、一番問題となってくるのがデジタル格差です。習熟度によって利便性に大きな差が生じ、デジタルツールを使いこなせない方々が確実に存在します。そういったところにどう寄り添えるかが必要だと思います。制度やイメージだけが先行し、現場が対応できないということは避けていただきたいです。

また、デジタル化によってかえって利用者が減らないかという点も気になります。状況に応じて紙媒体で対応していく場合もあるのでしょうか。

【総務課長】

当面の間は従来の手法と並行して進めてまいります。紙媒体での対応を維持しながら、デジタル化が可能な部分から順次移行を図るなど、利用者の利便性を損なわない運用を全庁的な視点で検討してまいります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第9号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第9号を原案どおり可決します。

次に、議案第10号「知事の権限に属する私立幼稚園及び保育に関する事務等の秋田県教育委員会職員の補助執行の解除について」及び議案第11号「教育委員会の権限に属する市町村の設置する幼稚園に関する事務の知事部局職員の補助執行に係る協議について」は関連があるため、一括して審議を行います。幼保推進課長から説明をお願いします。

【幼保推進課長】

議案第10号「知事の権限に属する私立幼稚園及び保育に関する事務等の秋田県教育委員会職員の補助執行の解除について」及び議案第11号「教育委員会の権限に属する市町村の設置する幼稚園に関する事務の知事部局職員の補助執行に係る協議について」説明概要

- ・新たな秋田県総合計画に基づく取組を効果的、効率的に推進していくため、教育庁の幼保推進課の業務を知事部局に移管し、次世代・女性活躍支援課の子育て支援業務と併せ、人口戦略部にこども支援課を設置したことに伴い、秋田県教育委員会職員が補助執行する私

立の幼稚園に関する事務及び保育士・保育所等に関する事務、並びに教育委員会の権限に属する市町村の設置する幼稚園に関する事務を同課に所掌させるもの。

・内容については、資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【大塚委員】

組織改編により事務が知事部局へ移管されることは理解しましたが、これによって教育委員会が本件に全く関与しなくなる事態は避けるべきだと考えます。今回の移行による具体的なメリット、デメリットを整理した上で、教育委員会が今後どのように関わり、連携を維持していくのか、改めて詳しく教えてください。

【吉村委員】

幼保連携について、大塚委員と同様の懸念がありますので、あわせて伺います。現在いわゆる小一の壁を乗り越えるために、幼稚園・保育園と小学校との連携をしていると思うのですが、改正後の組織図を見ると、これらが人口戦略部の中に位置づけられています。子どもの成長や幼保連携という教育的側面が、はたして人口戦略なのかという違和感があります。そこに位置づけることによって子どもたちのメリットとなれば良いのですが、そのメリットが見えないので教えていただけますでしょうか。

【幼保推進課長】

まず、現在の幼保推進課の指導チームは、こども支援課の指導チームとなり、引き続き教員を配属することになります。幼保小の接続に係る義務教育課や各教育事務所との連携及び各種研修についても、従来どおり継続してまいりますので、教育活動の質が損なわれることはございません。

知事部局へ移行するメリットは、同じ部内に結婚支援や仕事と家庭の両立といった子育て支援策があり、そこへ幼保の部分を加えながら、少子化対策や保護者支援を一体的に行うことが可能になります。また、これまで幼保推進課だけでは保護者への直接的なアプローチが弱い部分がありましたが、人口戦略部へ移管することによって、保護者に対する情報発信やPRが可能になることがメリットであるということも感じております。

【吉村委員】

教育委員会に幼保の部分で業務が残るものをもう一度教えていただけますか。

【幼保推進課長】

残るものは、市町村が設置する公立幼稚園の部分で、どうしても教育委員会でやらなければいけないものになります。教員の新規採用者の研修や、10年経験者研修、それから計画訪問という形で訪問して教育内容について指導・助言をしておりますので、そういったところは教育委員会の権限で行う事務として行ってまいります。

【吉村委員】

組織を分けるのであれば、それぞれの責任の所在を明確にしておく必要があります。将来的に問題があった時に、教育委員会の管轄外だったといった無責任な事態を招くことのないようにお願いします。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第10号及び議案第11号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第10号及び議案第11号を原案どおり可決します。

次に、議案第17号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について」、高校教育課から説明をお願いします。

【高校教育課員】

議案第17号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の整理を行うもの。
- ・内容については、資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

もう少しかみ砕いて説明していただけますか。

【高校教育課員】

2月議会での秋田県マイナンバー条例の一部改正に伴い、規定を整理する必要があります。具体的には、これまで県が独自利用事務としてマイナンバーを利用していた事務のうち、国の準法定事務と重複するものが廃止されました。これを受け、本条例で引用している該当条項を改めるものです。

【吉村委員】

重複するものについてももう少し教えてください。

【高校教育課員】

準法定事務とは、マイナンバー法に基づいてマイナンバーの利用が認められている事務のことです。独自利用事務とは、地方公共団体が独自に条例に定めてマイナンバーを利用する事務のことです。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。
議案第17号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第17号を原案どおり可決します。
次に、議案第18号「秋田県指定文化財の指定等について」、文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第18号「秋田県指定文化財の指定等について」説明概要

- ・第104回秋田県文化財保護審議会の答申等に基づき、新たに3件を秋田県指定文化財に指定するとともに、国の重要無形民俗文化財への指定に伴い、7件の県指定を解除するもの。
- ・内容については、資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

男鹿市の鶴ノ崎海岸で発見されたクジラ化石について、周辺ではホテルの開業など観光客が増加しており、この化石を地域の新たな目玉として活用していくことに期待しております。少し関係ない話ですが、少子化に伴う学校の統廃合により、各地で受け継がれてきた伝統行事や祭りの存続が危ぶまれています。子どもたちの参加が困難になり、活動自体ができなくなっていると思うのですが、こうした地域の伝承文化を次世代へどのように保存・継承していくのか、考えや支援策があればお聞かせください。

【文化財保護室長】

クジラ化石については、現地に案内看板を設置し、天然記念物という視点のほかに男鹿半島全体のジオパークの一部として、学校教育における教材や学校の訪問に使用していただいております。また、民俗芸能の保存・継承については、単に保存会へ手立てをするということだけでなく、後継者育成に対して県が発表の場を提供するなど、子どもたちがそれぞれの活動を見聞きすることができるようにして対応しております。

【吉村委員】

国や県の指定を受けるような歴史的価値のあるものに限らず、神社の境内や小学校単位で受け継がれてきた地域の番楽などが、担い手不足により活動休止に追い込まれている現状を痛感しています。こうした伝統は、一度途絶えてしまえば復活させることは極めて困難です。学校が存続し、子どもたちが関わっている今のうちに、例えば映像資料として記録化し、保存しておくことはできないでしょうか。

また、地域外の中高校生や大学生がサポーターとして参加できる仕組みも必要だと考えます。やり方が記録として残っているから、手伝いに行こうと思えるような環境があれば、人手不足の解消に繋がるかもしれません。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第18号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第18号を原案どおり可決します。

次に、報告事項「秋田県地域学校協働本部設置要綱等の制定について」、生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

報告事項「秋田県地域学校協働本部設置要綱等の制定について」説明概要

- ・令和10年度までの全ての県立高校へコミュニティ・スクール導入に向け、地域と学校が一体となった連携・協働の体制を構築し、県立学校への支援体制を強化するため、2つの要綱を制定する。
- ・内容については、資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

私自身も委員として学校運営協議会に参画しておりますが、現状では校長や教頭が進行を主導し、委員側にも特に踏み込んだ議論をせず、形式的に進行してしまう傾向が見受けられます。この協議会は地域との連携や、子どもたちの活躍の場を広げる上で、非常に大きな可能性を秘めた仕組みであると認識していますので、より活発に活動されることを期待しています。現状、開催回数は年間に何回行うときまりはあるのでしょうか。

【生涯学習課長】

年に何回行うというきまりはございません。地域との役割分担によって、教育の質の向上や教職員の負担軽減を図り、地域と連携して進めております。これまでは、各校が独自に選出した地域コーディネーターが中心でしたが、今後は社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として、より実効性の高い体制へ移行する方向で提案しております。現状、コーディネーターの活動時間は1日1時間程度や年数回に留まる学校が多いのが実情です。そこで新体制では、年間最大600時間程度の稼働を想定し、地域と学校をつなぐ活動時間を大幅に拡充したいと考えております。

【吉村委員】

当然学校のカリキュラムなど色々あると思いますので、学校側とのミスマッチがないように進めていただくようお願いします。地域力が弱まってきている中で、地域とのつながりはとても大事だと思いますので、続けていってほしいと思います。

【奥委員】

第3条には構成員の規定がありますが、実際にはどのような手順で委嘱されるのでしょうか。校長が地域の方々に直接声をかけて依頼するのか、あるいは公募などの形なのか、選出はすべて校長に一任されているのか教えてください。

【生涯学習課長】

地域学校協働活動推進員の選定については、基本として校長からの推薦を予定しております。本年度、特別支援学校を含め6校に学校運営協議会を設置いたしましたが、現在活動されている地域コーディネーターの方々も候補者の一人になり得ると考えております。万が一、適任者が不在であったり、人選に困ったりする場合には、学校側から課題やテーマを提示していただき、それに基づいて教育委員会からアドバイス等を行うこととしております。

【奥委員】

平日の日中に活動できる方は限られていると思うのですが、無償のボランティアとして協力していただくのか、あるいは活動に応じた報酬等の手当が支給される仕組みなのか教えてください。

【生涯学習課長】

資料9ページにあります内規の第4項に、推進員の謝金については1時間につき1,500円と設定しており、これは国の補助金の上限額を基準として算出したものとなっております。

【安田教育長】

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。
特になければ、以上で本日の会議を閉じます。お疲れ様でした。